平成２１年（フ）第５５８号
千葉県市原市五井西４丁目１番地14　エスペランサ206
債務者　樺島　純一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６４号
千葉市中央区白旗１丁目４番４棟304号
債務者　鈴木浩一郎
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３９２号
愛知県岡崎市井ノ口新町８番地４　マンションラフィーネ302
債務者　田畑　公義
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
愛知県豊川市久保町川上４番地の３　メゾンアイホー国府402号
債務者　安江　健志
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４０号
滋賀県伊香郡高月町大字森本39番地
債務者　内貴　久義
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
滋賀県伊香郡高月町大字森本39番地
債務者　内貴ゆき子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
滋賀県長浜市八幡東町218番地２
債務者　伊藤さわ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
滋賀県長浜市今川町103番地14
債務者　杉山　繁夫
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
岡山県小田郡矢掛町中1215番地１
債務者　浅野　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1408番地
債務者　野村　昭市
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
鹿児島県阿久根市赤瀬川808番地５
債務者　松永　勝美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
大阪府箕面市新稲２丁目11番58号
債務者　松永　靖子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩川内市中郷４丁目121番地　セジュールひかり201号室
債務者　濵田　瑞樹（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
沖縄県豊見城市字渡橋名160番地　県営渡橋名団地２―605号
債務者　安谷屋こずえ
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４５号
沖縄県那覇市久米２丁目10番23号　神村アパート303
債務者　平良　美香
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１５３５号
札幌市西区西野３条６丁目１番13号　ライラックコーポⅢ―102号
債務者　野代　敏明
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５３６号
札幌市西区西野３条６丁目１番13号　ライラックコーポⅢ―102号
債務者　野代　　操
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保1425番地４
債務者　根岸　宇子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所